

広報あやせ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、要綱第2条に規定する資産である広報あやせ（以下「広報」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 要綱第4条第1項に規定する募集期間等については、広報で公表するものとする。

(広告の掲載申込み等)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載希望月の前々月1日までに、広報あやせ広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、掲載前々月の10日までに広報あやせ広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。ただし、掲載予定数に達しない場合は、広報編集に支障の無い範囲で広告の掲載を追加決定することができる。

3 要綱第6条第3項に規定する優先順位については、申込順とする。

(広告の規格及び広告料)

第4条 要綱第7条第1項に規定する広告料及び広告の規格は、別表のとおりとする。

なお、国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する団体で、独自に広告の規格、掲載料を定めている場合は、その規定の内容を基本に決定するものとする。

(広告料の納入)

第5条 第3条第2項に規定する決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、広告掲載前々月の20日までに、第4条に規定する広告料を納付しなければならない。ただし、追加決定したものについてはこの限りではない。

(広告の掲載の取消し)

第6条 要綱第10条に規定する掲載の取消しについて、発行日の40日前以降における掲載者の都合による広告の掲載の取消しは、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により広告の掲載の取消しをした場合、掲載者は紙面の刷り直しその他の当該取消しにより生じた全ての費用を負担しなければならない。

(広告主の責任等)

第7条 要綱第11条第1項に規定する広告の原稿は、広報の編集方針に沿うものでなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において既に申し込みのあるものについては、広報あやせ広告掲載要領（平成17年1月17日施行）によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年11月1日以前に発行する広報あやせ有料広告の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

基本掲載料

規格(縦×横)	広告料	色数
A : 65mm×195mm	40,000円	4色
B : 65mm×95mm	20,000円	
C : 65mm×195mm	33,000円	2色
D : 65mm×95mm	16,500円	

第1号様式（第3条関係）

広報あやせ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申込者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____ FAX _____
 e-mail _____

広報あやせ有料広告掲載取扱要領第3条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載希望号 (○で囲む)	年 6月1日・6月15日・7月1日・7月15日 8月1日・8月15日・9月1日・9月15日 10月1日・10月15日・11月1日・11月15日 12月1日・12月15日 年 1月1日・1月15日 2月1日・2月15日・3月1日・3月15日 4月1日・4月15日・5月1日・5月15日 計 回
タイトル	
掲載内容	
希望規格・広告料	<input type="checkbox"/> A：65mm×195mm 40,000円 (4色) <input type="checkbox"/> B：65mm×95mm 20,000円 (4色) <input type="checkbox"/> C：65mm×195mm 33,000円 (2色) <input type="checkbox"/> D：65mm×95mm 16,500円 (2色)

備考

- 1 本申込書に、広告掲載記事、データを添付してください。
- 2 広告料は決定通知書(第2号様式)の交付後、納入期限までにお支払ください。
 また、掲載が決定された原稿は、原則としてお返しできません。

なお、広告掲載にあたっては、綾瀬市の有料広告関連規定を遵守するほか、次の事項についても誓約します。

(広告掲載に係る誓約事項)

- 1 市内所在の申込者については、綾瀬市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- 2 市外所在の申込者については、市民税の納付が確認できる書類を1部提出します。
 ※かながわ電子入札共同システム登録者については提出不要です。
 ※年度内に本市の他の広告掲載申込時に既に提出している場合は提出不要です。
- 3 その他の税についても滞納はありません。

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

様

綾瀬市長
(公印省略)

広報あやせ広告掲載決定通知書

年 月 日付で、申し込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決 定 区 分

掲載します

掲載しません (理由)

2 掲載規格・掲載料金

A : 65mm×195mm 40,000円 B : 65mm×95mm 20,000円

C : 65mm×195mm 33,000円 D : 65mm×95mm 16,500円

※A・Bは4色、C・Dは2色

3 掲 載 号 広報あやせ 年 月 日号

4 そ の 他

(事務担当は、)